

# ＊北海道公報

発行 北海道  
編集 総務部  
法務・法人局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

## 目次

### 告 示

|                                            |    |
|--------------------------------------------|----|
| ○特定調達契約に係る入札の公告（2件）……………（情報政策課）            | 61 |
| ○特定調達契約に係る入札の公告（2件）……………（漁業管理課）            | 63 |
| ○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………（維持管理防災課）     | 66 |
| ○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正……………（調達課） | 66 |

### 総合振興局告示及び振興局告示

|                      |    |
|----------------------|----|
| ○特定調達契約に係る入札の公告…………… | 66 |
|----------------------|----|

### 道公安委員会規則

|                                        |    |
|----------------------------------------|----|
| ○銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則…………… | 68 |
|----------------------------------------|----|

## 告 示

### 北海道告示第392号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年5月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

#### 1 入札に付する事項

##### (1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 入札番号1 パーソナルコンピュータ 54台

イ 入札番号2 パーソナルコンピュータ 1台

##### (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

##### (3) 納入期日 平成30年8月31日（金）

##### (4) 納入場所 入札説明書による。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第15号に規定する物品の購入の資格を有すること。

- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

- (4) 当該調達をする物品等に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。

#### 3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成30年5月29日（火）から同年6月29日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
北海道総合政策部情報統計局情報政策課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

#### 4 契約条項を示す場所

北海道総合政策部情報統計局情報政策課

#### 5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎3階テレビ会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合政策部情報統計局情報政策課）

- (2) 入札日時 平成30年7月10日（火）午後1時30分（送付による場合は、同月6日（金）までに必着）

- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

#### 6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

#### 7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

- (1)ア 名称及び数量 パーソナルコンピュータ 1,000台

イ 予定時期 平成30年9月中旬頃

- (2)ア 名称及び数量 パーソナルコンピュータ 300台

イ 予定時期 平成30年11月中旬頃

- (3)ア 名称及び数量 パーソナルコンピュータ 1,600台  
イ 予定時期 平成31年1月上旬頃
- (4)ア 名称及び数量 パーソナルコンピュータ 100台  
イ 予定時期 平成31年1月下旬頃
- (1)から(4)までについては、それぞれ入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。
- 8 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
- なお、郵送による交付を希望する場合は、A 4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量130グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
- また、北海道総合政策部情報統計局情報政策課のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/jsk/index.htm>）においてダウンロードすることができる。
- 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否  
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。
- 10 落札者と契約の締結を行わない場合  
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 11 その他  
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)及び(13)から(15)までによるほか、次による。
- 契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名称 北海道総合政策部情報統計局情報政策課
- (2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
- (3) 電話番号 011-204-5285
- 12 Summary
- A Nature and quantity of the products to be procured :  
a Personal Computer 54  
b Personal Computer 1
- B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., July 10, 2018  
(If mailed, bids must arrive no later than July 6, 2018)
- C Contact : Information Policy Planning Division, Bureau of Information and Statistics, Department of Policy Planning and Coordination, Hokkaido Government, Kita 3-jo

Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan  
Phone : 011-204-5285

#### 北海道告示第393号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年5月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

#### 1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量

パーソナルコンピュータの賃貸借 36台分 一式

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 納入場所 入札説明書による。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第15号に規定する物品の賃貸借（電子計算機）の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品等に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。

#### 3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成30年5月29日（火）から同年6月29日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しな

ければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
北海道総合政策部情報統計局情報政策課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

#### 4 契約条項を示す場所

北海道総合政策部情報統計局情報政策課

#### 5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎3階テレビ会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合政策部情報統計局情報政策課）

(2) 入札日時 平成30年7月10日（火）午後2時30分（送付による場合は、同月6日（金）までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

#### 6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

#### 7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

(1)ア 名称及び数量 パーソナルコンピュータ 1,000台

イ 予定時期 平成30年9月中旬頃

(2)ア 名称及び数量 パーソナルコンピュータ 300台

イ 予定時期 平成30年11月中旬頃

(3)ア 名称及び数量 パーソナルコンピュータ 1,600台

イ 予定時期 平成31年1月上旬頃

(4)ア 名称及び数量 パーソナルコンピュータ 100台

イ 予定時期 平成31年1月下旬頃

(1)から(4)までについては、それぞれ入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。

#### 8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量130グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道総合政策部情報統計局情報政策課のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/jsk/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

#### 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（借入台数分に係る1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（借入台数分に係る1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

#### 10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

#### 11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道総合政策部情報統計局情報政策課

(2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

(3) 電話番号 011-204-5285

#### 12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of Personal Computer 36 sets

B Bid tendering date and time : 2 : 30 P.M., July 10, 2018  
(If mailed, bids must arrive no later than July 6, 2018)

C Contact : Information Policy Planning Division, Bureau of Information and Statistics, Department of Policy Planning and Coordination, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan  
Phone : 011-204-5285

#### 北海道告示第394号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年5月29日

北海道知事 高橋 はるみ

#### 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 漁業取締船北王丸上架修理工事 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 履 行 期 間 平成30年7月18日から同年8月31日まで
- (4) 履 行 場 所 造船所
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年度北海道告示第15号に規定する船舶の建造又は修理の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 造船所内に総トン数500トン型船舶（鋼船）を入渠できる引揚船台等の設備を有していること。
- (5) 認定を受けたアルミ修繕技術者を有すること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申 請 の 時 期 平成30年5月29日（火）から同年6月8日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時45分から午後5時30分まで
- イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
北海道水産林務部水産局漁業管理課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所  
北海道水産林務部水産局漁業管理課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎11階1号会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部水産局漁業管理課）
- (2) 入 札 日 時 平成30年7月9日（月）午前10時（送付による場合は、同月6日（金）午後5時までに必着）

- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 6 入 札 保 証 金  
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交 付 場 所 4に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。  
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量500グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
- 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否  
平成16年北海道告示第448号の2の(1)のA及び3の(1)による。
- 9 落札者と契約の締結を行わない場合  
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 10 そ の 他  
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。  
契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名 称 北海道水産林務部水産局漁業管理課
- (2) 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
- (3) 電 話 番 号 011-204-5486
- 11 Summary
- A Nature and quantity of the services to be procured : Fishery inspection vessel HOKUOUMARU Repair Service 1 set
- B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., July 9, 2018  
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., July 6, 2018)
- C Contact : Fishing Management Division, Bureau of Fisheries, Department of Fisheries and Forestry, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan  
Phone : 011-204-5486

#### 北海道告示第395号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。



なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年5月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

## 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 漁業取締船はくと上架修理工事 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 平成30年7月19日から同年10月1日まで
- (4) 履行場所 造船所

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年度北海道告示第15号に規定する船舶の建造又は修理の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 造船所内に総トン数200トン型船舶（鋼船）を入渠できる引揚船台等の設備を有していること。
- (5) 認定を受けたアルミ修繕技術者を有すること。

## 3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成30年5月29日（火）から同年6月8日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時45分から午後5時30分まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
北海道水産林務部水産局漁業管理課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

## 4 契約条項を示す場所

北海道水産林務部水産局漁業管理課

## 5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎11階1号会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部水産局漁業管理課）

(2) 入札日時 平成30年7月9日（月）午前10時（送付による場合は、同月6日（金）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

## 6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

## 7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量500グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

## 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(1)のA及び3の(1)による。

## 9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

## 10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道水産林務部水産局漁業管理課

(2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

(3) 電話番号 011-204-5486

## 11 Summary

A Nature and quantity of the services to be procured : Fishery inspection vessel HOKUTO Repair Service 1 set

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., July 9, 2018  
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., July 6, 2018)

C Contact : Fishing Management Division, Bureau of Fisheries, Department of Fisheries and Forestry, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku,

Sapporo 060-8588 Japan  
Phone : 011-204-5486

北海道告示第396号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年5月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
蘭越港町4（Ⅰ－1－436－973）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
磯谷郡蘭越町港町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 2 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
蘭越港町1（Ⅱ－1－195－748）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
磯谷郡蘭越町港町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 3 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
蘭越港町2（Ⅱ－1－196－749）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
磯谷郡蘭越町港町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 4 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
寺裏の沢川（Ⅰ－12－0200）

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
磯谷郡蘭越町港町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- （「次の図」は省略し、その図面を後志総合振興局小樽建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第397号

昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。

平成30年5月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 2 売りさばき人の項北海道キヨスク株式会社の事項を削る。

総合振興局告示及び振興局告示

北海道渡島総合振興局告示第105号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年5月29日

北海道渡島総合振興局長 小田原 輝 和

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量 乗用自動車の賃貸借（産業振興部商工労働観光課） 1台分 一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成30年10月1日から平成35年9月29日まで
- なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第15号に規定する物品の賃貸借（自動車）の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

### 3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成30年5月29日（火）から同年6月29日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号  
北海道渡島総合振興局総務課需品係

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

### 4 契約条項を示す場所

北海道渡島総合振興局総務課

### 5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島合同庁舎4階402号会議室（送付による場合は、郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島総合振興局総務課需品係）

- (2) 入札日時 平成30年7月12日（木）午後1時30分（送付による場合は、同月11日（水）までに必着）

- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

### 6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

### 7 一連の調達契約に関する事項

- (1) この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

ア(ア) 名称及び数量 自動車の交換契約 5台

(イ) 予定時期 平成30年6月頃

イ(ア) 名称及び数量 自動車の賃貸借契約 1台

(イ) 予定時期 平成30年7月頃

ウ(ア) 名称及び数量 自動車の交換契約 1台

(イ) 予定時期 平成30年10月頃

エ(ア) 名称及び数量 自動車の賃貸借契約 2台

(イ) 予定時期 平成30年12月頃

オ(ア) 名称及び数量 自動車の交換契約 1台

(イ) 予定時期 平成30年12月頃

カ(ア) 名称及び数量 自動車の交換契約 1台

(イ) 予定時期 平成30年12月頃

キ(ア) 名称及び数量 自動車の交換契約 1台

(イ) 予定時期 平成30年12月頃

ク(ア) 名称及び数量 自動車の交換契約 1台

(イ) 予定時期 平成30年12月頃

アからクまでにについては、それぞれ入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。

- (2) この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告

平成30年2月16日付け北海道渡島総合振興局告示第25号

### 8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。

- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道渡島総合振興局のホームページ（<http://www.oshima.pref.hokkaido.lg.jp/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

### 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

### 10 落札者と契約の締結を行わない場合

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
| <p>落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。</p> <p>11 その他</p> <p>平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。</p> <p>契約に関する事務を担当する組織</p> <p>(1) 名 称 北海道渡島総合振興局総務課需品係</p> <p>(2) 所 在 地 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号</p> <p>(3) 電 話 番 号 0138-47-9416</p> <p>12 Summary</p> <p>A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of Car 1 set</p> <p>B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., July 12, 2018<br/>(If mailed, bids must arrive no later than July 11, 2018)</p> <p>C Contact : Administrative Division, Oshima General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate, Hokkaido 041-8558 Japan<br/>Phone : 0138-47-9416</p> | <p>この規則は、平成30年6月1日から施行する。</p> <hr/> |
| <p style="text-align: center;"><b>道 公 安 委 員 会 規 則</b></p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                     |
| <p>銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。</p> <p>平成30年5月29日</p> <p style="text-align: right;">北海道公安委員会委員長 宇都宮 輝 夫</p> <p><b>北海道公安委員会規則第5号</b></p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則<br/>(銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の診断を行う医師の指定に関する規則の一部改正)</p> <p>第1条 銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の診断を行う医師の指定に関する規則(平成21年北海道公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第1条第1項の表左欄中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。</p> <p>(銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項の診断を行う医師の指定に関する規則の一部改正)</p> <p>第2条 銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項の診断を行う医師の指定に関する規則(平成21年北海道公安委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第1条第1項中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。</p> <p><b>附 則</b></p>                                                                                                                                                                |                                     |